

令和元年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和元年 5 月 21 日

担当部・課：健康部健康推進課〔内線 2 4 1 5〕

<b>① 件 名</b>		
予防接種における事故災害補償金額の引き上げについて		
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>		
<p>【背景】</p> <p>予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令が平成 31 年 3 月 29 日に公布、同年 4 月 1 日から施行され、予防接種健康被害救済制度の給付額が引き上げられた。</p> <p>これに伴い、全国市長会予防接種事故賠償補償保険の保険金額の一部が改正された。</p> <p>【目的】</p> <p>全国市長会予防接種事故賠償補償保険制度の一部改正に伴い、石巻市予防接種事故災害補償規則で定める補償金額の改正を行い、予防接種事故の賠償補償を適正に確保するもの。</p>		
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>		
<p>【根拠法令】</p> <p>予防接種法施行令（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）          新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令          （平成 21 年 12 月 4 日政令第 173 号）          石巻市予防接種事故災害補償規則（平成 21 年 3 月 26 日規則第 17 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p> <p>第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち          第 2 節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする          1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>		
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>		
平成 31 年 4 月 1 日 予防接種法施行令の一部を改正する政令及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令 全国市長会予防接種事故賠償補償保険特約書の一部改正 （施行日：平成 31 年 4 月 1 日）		
<b>⑤ 主な内容</b>		
予防接種における事故災害補償金額を以下のとおり変更する。		
	改正	現行
ア 死亡補償金	44,000,000円	43,600,000円
イ 障害の場合	(ア) 1 級	44,000,000円
	(イ) 2 級	29,299,000円
	(ウ) 3 級	22,367,000円
		22,163,000円
対象の予防接種：予防接種法の規定によらず市が実施する予防接種（おたふくかぜ・水痘（3 歳以上））		
<b>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</b>		
<p>【影響・効果】</p> <p>全国市長会予防接種事故賠償補償保険で定める保険金額と同額に改正することにより、適正な補償を行うことができる。</p> <p>【市財政への負担】（当初予算措置済）</p> <p>全国市長会予防接種事故賠償補償保険料分担金 274,021円（一般財源）          （参考：平成 30 年度 277,308円）</p>		

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体も関係施行令の補償金額に準じている。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和元年5月 石巻市予防接種事故災害補償規則の一部改正（適用日：平成31年4月1日）

⑨ その他